

## 本方針策定の趣旨等

---

学校の文化部活動は、芸術文化に興味・関心のある同好の生徒が参加し、文化部の責任者の指導の下、学校教育の一環として行われ、学校の芸術文化活動を大きく支えてきた。

また、芸術文化等の能力向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい。

しかしながら、今日においては、社会・経済の変化等により、教育等に係る課題が複雑化・多様化し、学校や教師だけでは解決することができない課題が増えている。とりわけ、少子化が進展する中、文化部活動においては、従前と同様の運営体制では維持は難しくなっており、学校や地域によっては存在の危機にある。

将来においても、本校の生徒が生涯にわたって芸術文化等の活動に活動に親しむ基盤として、文化部活動を持続可能なものとするためには、各自のニーズに応じた音楽活動を行うことができるよう、速やかに、文化部活動の在り方に関し、抜本的な改革に取り組む必要がある。

「旭中学校文化部活動の方針」（以下、「本校の方針」という。）は、生徒にとって望ましい芸術文化環境を構築するとともに教員の負担軽減を図るという観点に立ち、文化部活動が以下の点を重視して、地域、学校等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

- ・ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒が芸術文化を楽しむことで、人生を豊かなものにし、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かな文化的生活を実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること
- ・ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと
- ・ 学校全体として文化部活動の指導・運営に係る体制を構築すること

本校は、「延岡市文化部活動の方針」（以下、「市の方針」という。）に則り、持続可能な文化部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む。

## 1 適切な運営のための体制整備

---

### (1) 文化部活動の方針の策定等

ア 校長は、学校の設置者（以下、「延岡市」という。）による市の方針に則り、毎年度、「学校の文化部活動に係る活動方針」（以下、「学校の活動方針」という。）を策定する。文化部顧問は、「年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）」（以下、「学校の活動計画等」という。）を作成し、校長に提出する。

イ 校長は、学校の活動方針及び学校の活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

### (2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に文化部活動を実施できるよう、適正な数の文化部を設置する。

イ 校長は、文化部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る

ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、文化部の活動内容を把握し、生徒が安全に芸術文化活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

エ 校長は、教師の文化部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日文科科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日付け 29 文科初第 1437 号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

## 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

---

ア 校長及び文化部顧問は、文化部活動の実施に当たっては、文化庁が平成 30 年 12 月に作成した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（バランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

イ 文化部顧問は、長時間の活動が、精神的・体力的に負担が大きく、また望ましい生活習慣の確立の観点からも課題がありことを踏まえた上で、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮し、一定の休息をとりながら進めていかなければならない。また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

### 3 適切な休養日等の設定

---

ア 文化部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

#### ① 学期中の休養日の設定

週当たり2日以上以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。「宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例」において「家庭の日」として規定している第3日曜日は、原則として部活動を実施しないこととする。週末及び家庭の日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)

#### ② 長期休業中の休業日の設定

学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、文化部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

#### ③ 1日の活動時間

長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

イ 校長は、1(1)に掲げる学校の活動方針の策定に当たっては、3ア①～③の基準を踏まえるとともに、市の方針の基準に則り、各文化部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各文化部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

ウ 活動の際は、熱中症事故の防止の観点から、「熱中症予防運動指針」(公益財団法人日本スポーツ協会)等を参考に、万全の安全対策を講じること。

## **4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備**

---

### **(1) 生徒のニーズを踏まえた文化部の設置**

ア 校長は、性別や障害の有無を問わず、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる文化部の設置について検討する。

イ 校長は、生徒の部活動の参加機会が損なわれないように、合同部活動等の取組を推進する。

### **(2) 地域との連携等**

ア 校長は、生徒の芸術文化環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の文化団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による学校と地域がともに子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における芸術文化環境整備を進める。

イ 校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、芸術文化環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

## **5 学校単位で参加する大会等の見直し**

---

ア 校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や文化部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

※ 詳細については、別途「延岡市立旭中学校部活動規則」で定める。